宗教上の理由による輸血拒否に対する当院の対応方針

大久保病院では、宗教上の理由による輸血拒否に対し、相対的無輸血の方針に基づき、以下のように対応いたします。

- 1. 輸血を行わないためのできる限りの努力はしますが、生命に危機が及び、輸血を行うことによって死亡の危険が回避できる可能性があると判断した場合には輸血を行います。この場合、輸血同意書が得られなくても輸血を行います。
- 2. 自己決定が可能な患者さま、患者さまの保護者、又は代理人の方に対しては、当院の方針を十分に説明しご理解を得るよう努力しますが、どうしても同意が得られず、治療に時間的余裕がある場合は、他院での治療を勧めます。
- 3. 免責証明書など「絶対的無輸血治療」への同意文書には署名いたしません。
- 4. 宗教上の理由で輸血拒否を望む患者さんに対して、そのことが理由での診療拒否はいたしません。

・絶対的無輸血

患者さんの意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・ 考え方。

・相対的無輸血

患者さんの意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血を行うという立場・考え方。

平成27年2月20日 特定医療法人誠仁会 大久保病院